

令和7年12月25日

入札参加者各位

播磨高原広域事務組合

配置技術者の雇用関係の確認方法について

令和6年12月2日から、健康保険被保険者証の新規発行が終了したことに伴い、有効期限後の健康保険被保険者証が雇用関係を証明する書類として使用できなくなります。

つきましては、雇用関係の確認方法について、下記のいずれかの書類により確認することとします。

記

- 1 監理技術者資格者証の写し
- 2 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し
- 3 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
- 4 所属会社の雇用証明書の写し
- 5 その他上記に準ずる書類

※「4 所属会社の雇用証明書の写し」をご提出いただく場合には、以下の内容を確認できるもの。

- (1) 配置技術者の氏名
- (2) 所属会社の名称、住所、代表者氏名（代表者印の押印）
- (3) 雇用形態、雇用開始年月日
- (4) 証明年月日